# 令和3年9月八峰町議会定例会会議録(第1日)

## 令和3年9月6日(月曜日)

## 議事日程第1号

令和3年9月6日(月曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第69号 八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定 について
- 第 5 議案第70号 八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第71号 八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第72号 八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第73号 八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 制定について
- 第 9 議案第74号 八峰町過疎地域持続的発展計画の制定について
- 第10 議案第75号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第76号 令和3年度八峰町一般会計補正予算(第3号)
- 第12 議案第77号 令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第13 議案第78号 令和3年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第14 議案第79号 令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第15 議案第80号 令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 第16 発議第10号 決算特別委員会の設置について
- 第17 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第18 議案第81号 令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第82号 令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認 定について

- 第20 議案第83号 令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- 第21 議案第84号 令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第85号 令和2年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第86号 令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定 について
- 第24 議案第87号 令和2年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第88号 令和2年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について
- 第26 議案第89号 令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定について
- 第27 議案第90号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について

# 出席議員(12人)

1番 水 木 壽 保 2番 山 本 優 人 3番 奈 良 聡 子 4番 腰 Ш 良 悦 5番 須 藤 TF. 人 6番 芹  $\blacksquare$ TF. 嗣 7番 菊 見 上 政 子 8番 地 薫 9番 笠 原 吉 範 皆 Ш 也 門 樹 10番 芦 崎 達 美 11番 鉄 12番 脇 直

# 欠席議員(0人)

#### 説明のため出席した者

新一郎 長 之 町 森 副 町 長 沼 田 日 教 育 長 |||尻 茂 樹 総務課長 和 平 勇 人 税務会計課長 成 田 拓 也 企画財政課長 高 杉 泰 治 福祉保健課長 上 義 久 教育次長 本 節 雄 石 山 孝 産業振興課長 本 望 農林振興課長 善 山 浅 田 建設課長 嶋 勝比古 農業委員会事務局長 Т. 藤 善 美 石 生涯学習課長 今 井 利 宏 学校給食センター所長 夫 田 村 高 あきた白神体験センター所長 内 章 防災まちづくり室長 内 Ш Щ 直 光 総務課副課長兼 福祉保健副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長 俊 亚 翻コロナウイルスワクチン 接種対策室長 菊 地 若 狹 和 正

# 議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議長(門脇直樹君) おはようございます。

これより令和3年9月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長(芹田正嗣君) おはようございます。議会運営委員会委員長の 芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月31日、議会運営委員会を開催し、8月12日付けで議長から諮問のあった令和3年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議をいたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から17日までの12日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定をいたしましたのでご報告いたします。

○議長(門脇直樹君) お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から17日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から

17日までの12日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていた だきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○議長(門脇直樹君) 皆さんおはようございます。

本日、令和3年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、 ご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要 をご報告申し上げます。

はじめに、「防災ハザードマップ学習会」について報告します。

7月30日午後7時から、椿台コミュニティセンターにおいて、防災ハザードマップを 使いながら災害への備えや有事の際の避難行動を考える初めての学習会を実施しました。 学習会には椿台地区の住民13人が参加し、防災ハザードマップの特徴、マップの見方及 び避難のあり方について学習するとともに、マップを見ながら椿台地区の災害危険区域 を確認しました。

椿台地区は高台にあるため津波の危険性は低いものの、旧八森中学校が土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに入っているため、土砂災害の危険性がある時は早めに「ファガス」へ避難するように求め、ハザードマップの想定範囲に入っていないからといって逃げないのは危険であることを説明しました。

また、非常用持ち出し袋の準備や家族での避難場所の共有、ストッパーを使った本棚の固定など、日頃からの災害への備えが大切であることを理解していただき、有事の際は防災無線から放送される正確な情報を確認して避難するように呼びかけました。

さらに、参加者全員でスマートフォンと連動したウェブ版防災ハザードマップの使い 方について、実際にスマートフォンを操作しながら避難経路や所要時間などの調べ方に ついて学習しました。

防災ハザードマップを全戸配布してから、自治会や婦人会などからハザードマップの 説明依頼が寄せられ、9月1日に「八峰婦人会防災講座」に対応したほか、10月13日に は「岩館婦人会防災研修会」での学習会を予定しています。 今後も、災害から住民の命を守り、住民が安全に避難できるよう、ハザードマップを 活用した学習会や避難訓練を実施してまいります。

次に、「ワクチン接種の状況」について申し上げます。

町における65歳以上の方々へのワクチン接種は、8月24日現在、1回目の接種を終えた人が2,868人で接種率91.3%、同じく2回目の接種を終えた人は2,828人、90.0%となっており、希望する高齢者の方々へのワクチン接種については完了できたものと考えています。

これは、個別接種について、能代市山本郡医師会が体制を整え、集合契約により30医療機関で接種ができるようにしたことや、町営診療所で火曜日から金曜日の診療日に通常診療の合間に接種を行ったことにより、達成できたものと感謝申し上げます。

併せて、接種会場までの町営診療所のバス運行、乗り合いタクシーでの無料送迎、大型バスの待合室代用などにより、7月から始めた16歳以上64歳以下の接種も順調に進んでおります。

8月24日現在、1回目接種が51.0%、2回目接種が33.6%となっており、この年代の接種者と予約者を合わせた予約率は78.5%となっています。

これらのことから、毎週土曜日に峰栄館で行っている1日最大300人の集団接種の1回目の予約は、9月7日で締め切ることとし、2回目の接種は9月28日で終了することといたしました。

なお、町営診療所における接種は、引き続き継続するとともに、妊産婦への接種については、パートナーも含めて配慮するなど、より効果的な接種に努めてまいります。

また、12歳以上15歳以下の小児への接種については、小児科医の確保やプライバシーの保護の観点から、各医療機関による個別接種にて行うこととしております。

町民の皆様におかれましては、接種が終わったからといって安心することなく、引き続き県外との不要不急の往来の自粛、三密の回避、日常会う人以外の方々との接触の自粛、マスクの着用と小まめな手洗い消毒など、感染予防対策の徹底をお願い申し上げます。

次に、集団健診について申し上げます。

昨年度、新型コロナウイルスの感染拡大を受け中止した集団健康診査を6月16日から 行いました。

昨年度より、健診事業委託先が秋田県総合保健事業団となり、感染症対策を講じなが

ら、1日最大160人に人数を制限し、ファガス文化ホールを会場に6日間行いました。

40歳以上74歳以下を対象とした特定健康診査の受診者は237人、75歳以上は142人、39歳以下の一般健診が38人、合わせて417人の受診となりました。

同じ日程で実施したがん検診は、肺が510人、大腸が507人、前立腺が58人、胃が123 人、肝炎検査が68人でした。

9月からのがん検診は、1日からの胃がんを皮切りに、子宮・乳がん検診、骨粗しょう症検診を行ってまいります。

また、今年度から町営診療所でも特定健診を受診できるようになり、都合がつかなかった方々にも年1回の健康診査の受診機会を提供できるようになりました。

今後とも、各種がん検診のワンコイン受診や、特定の年齢を対象とした検診費用の無料クーポンの発行、未受診者に電話で受診を勧奨するコールリコール事業などを実施するなど、受診率の向上に取り組んでまいります。

次に、敬老式について申し上げます。

例年9月上旬に行っていますが、昨年度は新型コロナウイルスへの感染拡大を受け中止とし、今年度は対象者が概ねワクチン接種が完了していることから、同時期の開催に向け準備を進めていたところ、能代保健所管内も含めて秋田県内の感染者が急激に増加していることから、昨年度に引き続き中止することといたしました。

今年度は、初養老を迎えた方が133名、傘寿の方が106名、米寿の方が104名となっており、また、金婚夫婦が41組となっています。

いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、心からお祝い申し上げますとともに、 より一層のご長寿をご祈念申し上げます。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

7月10日、八森地区海岸の一斉清掃を実施しました。

小雨模様や早朝からの作業にもかかわらず、約150名の町民の方々からご協力いただき、 プラスチック類・発泡スチロールなどの可燃ごみが221袋で約2,170kg、缶類などの不 燃ごみが77袋で200kgのごみが拾い集められました。

ごみの多くは漁具などの漂着物ですが、中にはタイヤなど不法投棄されたものもありました。引き続き、モラルの向上や不法投棄防止の啓蒙に努めてまいります。

また、この日に合わせ漁協主催の組合員による八森、岩館両漁港でのクリーンアップ も行われ、71名の組合員の方々が参加されたと伺っています。事業を計画された漁協及 び参加された組合員の皆様に心から御礼を申し上げます。

次に、農林業関係について申し上げます。

今年の水稲の生育状況は、5月後半に日照が少なかった影響で稲の分けつが抑制され、 例年に比べ茎数が少なく収量への影響が懸念されましたが、6月以降は天侯に恵まれ高 温多照で経過したことから茎数も回復し、平年より早く出穂期を迎えた圃場が多く見受 けられました。出穂後も気温が平年を上回って経過し順調に推移していることから、刈 り取り適期も平年より早まることが予想されます。

また、東北農政局秋田県拠点が発表した8月15日現在の作柄概況によると、秋田県は「平年並み」と見込まれているところであり、今後も天候に恵まれ、無事に収穫期を迎えられるよう願っているところです。

一方で、米の需要については、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に消費の減少が続いており、その結果、在庫量が膨らみ、国が示す適正水準を超過することが予想されるため、今年産米の概算金に影響が出ないか心配しているところです。

県では、今年産米の米価下落を見据えた対応として、全県の地域農業再生協議会に今年産米で未契約となっている米については、早めに販売先と契約するよう周知するとともに、4年産米に向けた収入保険やナラシ対策への加入を推進するよう指導しております。

町としても、県からの需給見通し等の情報をJA等集出荷業者と共有し、事前契約及び複数年契約を推進していくとともに、生産者に対し、米価が下落した場合の収入減少を補償する収入保険や影響を緩和するナラシ対策へ加入するよう働きかけを行い、農家所得の確保に努めてまいります。

次に、観光イベント等について申し上げます。

今年の夏の観光イベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、「あわびの里づくり祭り」をはじめ、八峰町の夏の風物詩「白爆神社のみこしの滝浴び」などが中止され、昨年に引き続き、大変寂しい夏となりました。

こうした中、「雄島花火大会」も中止を決定していましたが、8月14日に新型コロナウイルス感染症の終息を祈念したサプライズ花火が打ち上げられ、地域に元気と希望を届けてくれました。実施に当たりご尽力されました「中浜ひとつ森会」の会員の皆様に感謝申し上げます。

毎年恒例の滝の間海岸・岩館海岸海開きは、7月14日、岩館海浜プールにて安全祈願祭が行われ、夏の観光シーズン中の無事故と多くの海水浴客でにぎわうことを関係者とともに祈願しました。

なお、今年も感染リスクを考慮して温水シャワーを使用中止といたしました。

シーズン中に大きな事故がなく終えることができたのも、警察や消防、交通指導隊、 防犯関係者など多くの関係者のご尽力のおかげと深く感謝申し上げます。また、海浜プー ルや海岸の清掃ボランティアにご協力をいただいた皆様にも厚くお礼申し上げます。

次に、「プレミアム付商品券発行事業」について申し上げます。

今回は、新型コロナ禍における地域経済の活性化や個人消費の拡大を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」を活用し、プレミアム率を30%とし、額面1万3,000円の商品券を1冊1万円で5,000セット販売しております。

購入限度額は1人3冊までの3万円、子育て世帯については、通常購入限度額に加えて、1世帯当たり3万円まで追加購入できる優遇措置を実施したほか、自治会事業で使用する場合は、1自治会当たり30万円まで購入可能としております。

7月20日より予約受付を開始し、8月10日に販売を開始したところ、8月11日には販売予定枚数に達し、これまでにない好調な売れ行きとなりました。

次に、「道の駅はちもり」移転に向けた懇談会について申し上げます。

「道の駅はちもり」は、平成6年に簡易パーキング「お殿水」として供用開始して以来、休憩施設のほか湧水を汲みに訪れる観光客からも親しまれてきました。

一方、近年の道の駅は、本来の休憩機能に加え、産地直売施設や温泉施設、フードコート等が整備されるとともに、多様化する観光客のニーズに応えられる環境や防災拠点としての機能が求められております。

町では、これまで御所の台エリアの活性化について意見交換会を実施してきましたが、 実際に道の駅を移転することを前提に、より具体的な意見交換が必要と考え、「道の駅 はちもり移転に向けた懇談会」を開催いたしました。

第1回懇談会は7月2日に交通事業者や観光事業者を対象として開催し、利用者側から見た利用しやすい道の駅の要件等について、様々なご意見をいただきました。

第2回懇談会は8月3日に御所の台エリアの関係者を対象として開催し、関係者の皆 さんにメリットを及ぼすような道の駅のあるべき姿についてご意見をいただきました。

懇談会では、トイレ等の設備に関した要望、温泉を活用した足湯の設置、ハタハタ館

や産直ぶりこ等周辺施設との連携や観光ルートの可能性など、様々なご意見やご提案をいただいております。

これらのご意見等をキーワード的に整理すれば、御所の台エリアの立地条件を生かした「日本海と夕日が見える道の駅」、「温泉がある道の駅」、「鉄道の駅がある道の駅」などが考えられますが、今後、事業者と地域関係者による合同懇談会を開催し、さらに内容を詰めていくとともに、国や秋田県と移転に向けて協議してまいります。また、全体計画をまとめる専門家の活用も検討してまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

6月2日、田中在住の若狹敏春さんから「東京オリンピック開幕を控え、子どもたちにスポーツで感動を味わっていただきたい」との思いから、峰浜小学校と八峰中学校に 大型テレビを寄附したいとの申し入れがありました。

ご寄附いただいた大型テレビは85型で、峰浜小学校は体育館に、八峰中学校はランチルームに設置しています。

若狹さんからは、令和元年から多額の寄附もいただいており、心から御礼を申し上げます。

次に、全国学力・学習状況調査について申し上げます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実施されませんでしたが、今年度は5月27日に実施され、結果が8月31日に公表されました。

今回、小学6年生は国語・算数、中学3年生は国語・数学のテストが実施され、秋田 県は、小学6年生、中学3年生とも全国トップクラスの結果でした。

当町の状況を申し上げますと、小学6年生及び中学3年生のいずれも、全国トップクラスの秋田県の平均正答率を大きく上回った結果でした。良好な結果に甘んじることなく、調査結果から明らかになった課題に対して、教育委員会、学校等が連携して教育活動等の改善に取り組んでまいります。

次に、「第16回八峰町民野球大会」について申し上げます。

今年の大会は、例年より若干少ない13チームが参加し、7月18日、25日の2日間、熱戦が繰り広げられました。

大会実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症予防対策のガイドラインを作成し、ベンチ内での選手間の距離確保やマスク着用、共有用具の消毒の徹底などを各チームに 周知するとともに、開会式やホームラン競争イベントを見送るなどの規模縮小に努めま した。

初日の峰浜球場における開幕試合では、新成人の加賀谷未佑さんが始球式を行い、大 会に華を添えてくださいました。

決勝戦は、カッチキ台ベースボールクラブとプリンス目名潟の試合となり、随所に好プレーが見られ、決勝戦にふさわしい好ゲームとなりました。結果は、攻守に勝るプリンス目名潟が17対5で勝利し、見事4連覇を成し遂げました。

両日とも30度を超える猛暑にもかかわらず、大会を大いに盛り上げてくださいました 選手や応援の皆様並びに運営にご協力いただきました八峰町野球連盟や審判部の皆様に、 心から御礼を申し上げます。

次に、「東京2020パラリンピック採火式及び集火式」について報告いたします。

パラリンピックの聖火リレーは、オリンピックの聖火と一は異なり、開催国各地で採火される炎とパラリンピック発祥の地であるイギリスからの炎を一つにして聖火といたします。

当町では、8月12日、峰栄館前において、東京2020パラリンピック聖火フェスティバル、「八峰町の火」の採火式を行いました。

採火式に先立って、町内小・中学校の児童生徒からパラリンピック日本選手団に向けた応援メッセージをいただきました。総勢292名からのメッセージをパネルに掲示し、その前で木と木の摩擦で火をおこす、縄文時代の舞切り式火おこしで「八峰町の火」をつくりました。

火おこしは児童を代表して、八森小学校6年生の須藤慎之助さんと、峰浜小学校6年 生の佐々木絆暖さんに行っていただきました。

「八峰町の火」は、8月16日、秋田市御所野のショツピングモールで開催されました 「秋田県パラリンピックフェスティバル集火式」で、他市町村の火とともに一つにまと められ、「秋田県の火」として8月20日に東京での集火式に映像で届けられました。

次に、ことぶき大学について申し上げます。

ことぶき大学開講43年目を迎えた今年度は、新入生2名を含む340名の受講申し込みがありました。受講者数は昨年度に比べ若干少なくなりましたが、それでも町内の小・中学校3校を合わせた児童生徒数を大きく上回り、町内高齢者の方々の生涯学習に寄せる意欲の高さを感じています。

昨年度は全ての事業が中止となり、大変残念に思っておりましたので、今年度は、高

齢者のワクチン接種が順調に進んだこともあり、例年6月から始まる各事業を延期し実 施する予定でおりました。

しかしながら、先般、第5波と言える新型コロナウイルス感染症の拡大がこれまでよりはるかに速いスピードで全国に広がり、県内でも複数のクラスターが発生し、また能代保健所管内でも感染拡大が見られたことから、今年度も全ての事業を中止する方向で検討を進めております。

事業への参加を心待ちにされていることぶき大学生の皆様には、大変なご迷惑をおかけすることになってしまいましたが、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、令和3年度八峰町成人式について申し上げます。

例年8月14日に開催している八峰町成人式について、今年度は、令和4年1月9日に 延期することといたしました。

新成人による実行委員会での協議を経て、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置地域を含む県外からの参加者も多いことなどから、夏の開催は難しいと判断したためであります。

今後、時期を見て再度実行委員会を開催し、新成人の方々のご意見を伺いながら、全国の感染状況を踏まえた上で、開催の可否等を判断したいと考えております。

なお、今年度の対象者は平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの方で、男性 27名、女性36名の合計63名となっております。

また、開催に当たっては感染症対策を徹底した上で、当日出席される新成人及び来賓の方など全員に、1月9日、当日の朝、抗原検査を各自実施していただくこととし、本定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第69号、八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する規定について条例制定するものであります。

議案第70号、八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定については、デジタル改革関連法の施行に伴い、改正法の引用部分について条例改正するものであります。

議案第71号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定については、デジタル改革 関連法の施行により、個人番号カードの再交付手数料の徴収が地方公共団体情報システ ム機構からの委任事項に改められたことに伴い、条例改正するものであります。

議案第72号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、道路 法施行令に定める道路占用料の改正等が行われたことに伴い、施行令に準じた改正等を 行うため、条例改正するものであります。

議案第73号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、能代市の一部に区域外給水を行うため、条例改正するものであります。

議案第74号、八峰町過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく八峰町過疎地域持続的発展計画の策定について、 同法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第75号、工事請負契約の締結については、ハタハタ館設備等改修工事の工事請負 契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号、令和3年度八峰町一般会計補正予算(第3号)は、2億2,195万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を65億1,722万6,000円とするもので、主な歳出は、町内巡回バスの試行運転業務委託料及び5月17日発生の豪雨災害復旧工事費の追加などとなっております。

議案第77号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、679万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億7,233万8,000円とするもので、過年度精算による償還金や一般会計繰出金などの追加であります。

議案第78号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)は、45万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2,587万3,000円とするもので、一般会計繰出金などの追加であります。

議案第79号、令和3年度八峰町合併浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、77万 4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を420万円とするもので、一般会計繰出金の追加であります。

議案第80号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算(第2号)は、資本的収入及び支出に3,600万円をそれぞれ追加して、資本的収入の予定額を1億9,469万6,000円に、資本的支出の予定額を1億9,479万2,000円とするもので、内容は、八森処理区マンホールポンプ設備更新工事の実施に伴う補正であります。

議案第81号、令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、令和2年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第82号から議案第87号までの各案件は、令和2年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

議案第88号及び議案第89号は、令和2年度各事業会計決算を認定していただくものであります。

議案第90号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、現委員である小林信夫氏 を引き続き委員に選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

報告第3号は、令和2年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

報告第4号は、令和2年度八峰町一般会計の継続費の精算報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は22議案で、報告件数は2件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切な ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第4、議案第69号、八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例 制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長(成田拓也君) 議案第69号についてご説明いたします。

議案第69号、八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について。

八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定する。 令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関する規定を定める必要があるため、条例制定するものです。

次のページをご覧ください。

条例文です。

第1条の趣旨については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する市町村計画において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備の取得等をした者に対する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるとしております。

第2条の課税免除の要件等では、固定資産税の課税免除の対象となる設備投資について、家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地であって対象金額は500万円を超えるものとしております。

なお、製造業と旅館業の場合のみ、資本金の額によって一部要件が異なっております。 また、課税免除となる期間は、新たに課税することとなった年度から3カ年です。

第3条の課題免除の申請等には、課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに申請書を提出すること等について、第4条の課税免除措置の承継には、対象事業が承継された場合の届け出等について、第5条の課税免除の取消しには、課税免除措置を取消すことができる条件について、それぞれ規定しております。

附則の第1項、この条例の施行日は、公布日となります。

同じく第2項、経過措置として、令和3年3月31日以前に旧条例の対象となる設備を 新設、または増設した者については、なお従前の例によります。

説明は以上です。タブレットの方にも補足資料を載せておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 延長されるということですけれども、今現在、この制度を利用している事業者はいるのでしょうか。で、町としては、これが改正されて固定資産免除の、免除じゃない、あ、免除ですよね、75%補填ですので、その場合に、どのような企業が入ってくるのか。で、それにこう何か手を挙げている事業者がいるのかどうなのか、その辺教えてください。
- ○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田税務会 計課長。
- ○税務会計課長(成田拓也君) ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。 現在のところ、対象者はおりません。

なお、過去3年間の実績を見ますと、2つの事業者さんで3件の実績がございまして、 3年間の全ての合計額でいきますと約380万円程度減免されたという実績となっております。

それから、2つ目のどのような企業がいるのか、手を挙げているのかにつきましては、

現時点ではそういったものは把握しておりません。

なお、新しい条例のもとで、昨年度申請された状況を見まして、今回取得金額が2,700 万円から500万円というふうに大幅にこう緩和されているんですけれども、その金額に基 づいて対象事業所をチェックしたんですけれども、対象になるところは出てこなかった といったことになります。

以上です。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可 決されました。

日程第5、議案第70号、八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第70号についてご説明いたします。

議案第70号、八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣 総理大臣に変更されたこと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律第19条の改正による引用法律の繰り下げのため、関係条例の一部を改正 するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改め文でございます。

本条例案は、八峰町個人情報保護条例及び八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する一括改正条例でございます。

条例改正の経緯と内容について詳しくご説明いたします。

デジタル改革関連法が5月19日に公布され、9月1日から施行されました。関連法に含まれるデジタル庁設置法附則により、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更され、この改正の影響によって八峰町個人情報保護条例第25条の7が参照している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の関連規定が改正されることから、改正が必要となったものです。

また、同じく改正法に含まれるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第19条が改正され、個人情報を提供できる場面として、個人が転職した場合の転職前後の事業所間において本人の同意を得てその個人番号関係事務を処理する場合が同条第4号として追加されました。これにより、同条第4号から第16号までの規定が1号ずつ繰り下がるため、番号法第19条を参照している八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第1条及び第4条について改正が必要となったものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、よろしくお願いします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第70号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 反対討論をします。

このデジタル法、菅総理のもとでこのデジタル法が国会で成立しましたけれども、これはやはりかなり問題があるということはいろんなマスコミでも報道されております。 それが総務大臣から、まして総理に移譲されるということで、国民の個人情報が総理の権力集中のもとで国家統制される恐れがあります。法そのものが問題が多い中で、なおさら総理にこれが集中されるということは非常に危険でありますので、私は反対をいたします。

○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。

## (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

## (賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第71号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第71号についてご説明いたします。

議案第71号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公共団体情報システム機構が「手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる」とされたことに伴い、手数料条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

条例の改め文でございます。

改正の内容は、条例中、別表にあります個人番号の再交付の欄を削除するもので、附 則としまして、公布の日から施行し、9月1日に遡及して適用するものでございます。

条例改正の経緯について詳しくご説明いたします。

デジタル改革関連法が5月19日に公布され、9月1日から施行されました。関連法に含まれるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正され、カードの発行元であります地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの再交付について手数料を徴収できることと、当該手数料の徴収を地方自治体に委託できる旨が新設されました。このことにより、手数料徴収の根拠が法律に設けられましたので条例で手数料を定める必要がなくなったため、不要となった規定を削除する改正を

行うものです。

なお、機構が定める再交付手数料は800円で、これまで条例で定めていた手数料も800円ですので、窓口での手続、住民の負担に変更は生じません。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第71号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可 決されました。

換気のため、休憩いたします。11時3分より再開いたします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時03分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

日程第7、議案第72号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第72号をご説明いたします。

議案第72号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月6日

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。道路法施行令で規定される道路占用料が、固定資産税評価額の評価替 え、地価水準の変動等を反映した額に見直したことに伴い、本条例の道路占用料の額に ついてもこれに準じて改正すること、その他所要の改正を行うため、八峰町道路占用料 徴収条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

徴収条例の一部を別表のとおり改めるものであります。

別表に第2条関係でありますが、占用物件の占用料が記載されておりますけども、この項目の3分の2ほどが改正されてアップすることになります。

2ページ飛んで附則でありますけれども、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置として、2、この条例施行の際、改正前の規定により課した、または課すべきであった占用料の取り扱いについては、なお従前の例によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可 決されました。

日程第8、議案第73号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第73号をご説明いたします。

議案第73号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。能代市の一部に区域外給水を行うため、八峰町簡易水道事業の 設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

これは、現在、能代山本広域市町村圏組合で進めている一般廃棄物処理施設整備、ご み処理施設の建設に伴い、組合からの申し出により、本町の簡易水道、峰浜地区から給 水を受けられるよう区域を拡大するものであります。

次のページをお願いいたします。

改め文でありますが、表の中の区域を追加するものであります。

表の末尾に記載されているところが、1ページ飛んでご覧ください。最後の枠ですけれども、「能代市竹生字天神谷内の一部」とありますが、大変申し訳ありませんが、天神谷内の内という漢字が正式には地面の「地」という字になりますので、ここを訂正お願いしたいと思います。「能代市竹生字天神谷地の一部」であります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 今の説明だと、広域の方でごみ処理の工事をしてる道路の関係で、結局、天神の踏切の向こうっ側なるんですか、かなりの世帯数何軒くらいで、一番近いところからの管の配置とか、私そういうのは詳しくないんですけども、かなりの費用とかそういうのはどういうふうになるんですか。
- ○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。
- ○建設課長(石嶋勝比古君) 見上議員のご質問にお答えします。

添付資料として建設課の資料が図面で表示されておりますので、これをご覧いただき たいと思います。

この図面に表示されているとおり、赤い部分、これが今回ごみ処理場として、下の図面ですね、1ページ目の下の図面ですが、これがごみ処理場として建設予定地であります。約5.2haありますが、この区域にのみ給水をするということで、竹生の集落内の民家等には考えておりません。あくまでも処理場建設に伴う処理場のみの給水を提供して

いただきたいという申し出がありましたので、そこについてだけ県へ認可変更を行い、 供給区域を拡大するものでございます。

以上でございます。

以上です。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。もとい。石嶋建設課長。
- ○建設課長(石嶋勝比古君) 費用については全て広域の方で負担して、広域が八峰町内の指定工事店に発注する予定となっております。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので……見上議員、声を出してください。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) その能代市に入るんですけれども、能代市の方のこの地域の水 道はどういうふうな状況なってるんですか。その能代市の水道を使うには困難なわけで すか。
- ○議長(門脇直樹君) 石嶋建設課長。
- ○建設課長(石嶋勝比古君) 能代市では当初、竹生地域も能代市で民家へ供給すると。 そしてこの処理場も建設するかどうかまだ未定でしたので、当初はここが区域に入って ないということでしたが、建設が見込まれてからはここも一旦能代市の区域の給水区域 となっておりました。ただし、ここのところに国道を通して本管を持ってくるとすれば 多大な費用がかかるので、八峰町ではポンポコ山のこの町境境まで本管が入ってますの で、ここから引くと取付道路まで数十メートルの長さで取り込みできるということから、 八峰町に給水の拡大をして提供を求められたものでございます。したがって、能代市と 協議し、区域を変更して八峰町から給水したいということでございます。

以上でございます。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。
- ○4番(腰山良悦君) 施設では大量の水が使われると思われるんですが、例えば干ばつ 期なんかには十分供給されるんですか。水の心配はないんでしょうか。
- ○議長(門脇直樹君) ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。
- ○建設課長(石嶋勝比古君) 給水ですけれども、この建物の水の利用は、まだ全体量は

提案されてませんのでつかめてませんけれども、この給水のほかに地下水を利用するというふうな条件でプロポーザルにかかっていますので、水道については主に飲料水等の少量と見込んでおります。したがって、町でここに給水したからといって不足するようなことは見込まれません。

以上でございます。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可 決されました。

日程第9、議案第74号、八峰町過疎地域持続的発展計画の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長(高杉泰治君) それでは、議案第74号についてご説明いたします。 議案第74号、八峰町過疎地域持続的発展計画の制定について。

八峰町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求める。 令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。八峰町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過 疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議 決を必要とするためのものであります。

次ページ以降に計画の方載せてございます。

このたびの計画の策定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって期限切れとなりましたが、過疎地域においては引き続き総合的かつ計画的な

対策を講ずる必要があることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が 4月1日から施行されております。八峰町は引き続き過疎地域の指定を受けております ので、昨年度策定しました町の上位計画である第2次八峰町総合振興計画後期基本計画 や第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基調に、八峰町過疎地域持続的発展 計画を令和3年度から令和7年度の5カ年について取りまとめいたしました。

計画内容につきましては、これまでの過疎地域の自立促進から持続的発展に変わっていますが、市町村計画に掲げる事項については、大きな変更点はなく、計画に掲げる事項の部分で、持続的発展に関する目標、人口に関する目標、計画の達成状況の評価に関する事項が追加され、施策に関する事項の部分で、定住・移住・地域間交流の促進、人材交流のほか、地域における情報化と再生可能エネルギーの利用の促進が新設されたほか、公共施設等管理計画との整合性では、施策に関する事項ごととしており、各種数値等について時点更新を行っているものであります。

また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の第23条の減価償却の特例と、 第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う免除を適用するためには、市町村計 画に産業振興促進事項を定める必要があるため、このたびの計画に追加しております。

過疎地域持続的発展計画は、これまでの過疎地域自立促進計画同様、財政上の特別措置であります過疎対策事業債を活用するためには作成が必須となっている計画であります。

なお、今回上程しました過疎地域持続的発展計画において、これまでの過疎地域自立 促進計画からの追加・変更した部分を朱書きで表示したものを、タブレットに別資料と して議案第74号追加資料を掲示しておりますので、ご確認いただきますようお願いいた します。

説明は以上でございます。何とぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 一通りざざっとこう見ましたけれども、25ページの定住対策のところ、まあ行数が少ないんですけれども、この定住対策のところで、若者、まあ私、一般質問したんですけども、定住させるために高校生、高校卒業した人たちの定住のための支援というか、そういうのも当てはまるのかどうなのか。

それとですね、63ページの子育て環境確保、高齢者等の保健及び福祉向上の増進とい

うところで、障がい者の、まあ真ん中辺のところ、(2)なんですけれども、障がい者の自立ということで、例えば障がい者がこれから高齢までいかない、50くらいになって、親がもう80なって見れないっていう場合に、グループホームをつくるとかそういうのも過疎対策債に入るのかどうなのか。

それとですね、最後に83ページの方に自然エネルギーって書いてるんですけれども、環境への負担が少ない循環型社会ということですけれども、今のところ環境への負担が少ない、陸上にしても洋上にしてもこれは見当たらないわけです、今建設されようとしてるものは。で、それに対して、どういうふうな取り組みを行っていくのか。具体的じゃないんです、おっしゃってもらわなくても結構ですけれども、その辺もし構想があるようでしたらお話してほしいと思います。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財 政課長。
- ○企画財政課長(高杉泰治君) ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

それこそ今、ただいま見上議員の方から25ページの関係とか63ページ、また83ページの関係のことについてご質問ございましたけれども、こちらの方の過疎債につきましては、町の計画の全体像をまずこう示すというのがまずひとつの目的でありまして、先ほどもちょっとこう触れたんですけれども、過疎対策事業債を活用する際にまず作成している計画であるというのがまず非常に色濃い計画であります。ですので、具体的な例えば施策といいますか、事業費等出てきた際には、こちらの方の計画に具体的にこう金額等示した上で一部改正というような形で対応することとなります。今現在ですけれども、まだそういった具体的な対策の方は特段考えておりませんので、細かな事業計画の方には記載されていないような状態となっております。

以上です。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可 決されました。

日程第10、議案第75号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長(山本 望君) 議案第75号についてご説明いたします。

議案第75号、工事請負契約の締結について。

「ハタハタ館設備等改修工事」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的です。ハタハタ館設備等改修工事。
- 2、契約金額は、7,095万円。
- 3、契約の相手方は、住所 秋田県能代市浜通町1-45、商号又は名称 能代電設工業株式会社、代表者名 代表取締役 山田 倫。
- 4、支出項目は、令和3年度八峰町一般会計、7款商工費、1項商工費、5目ハタハ タ館管理費です。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案の理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の 議決を要するためでございます。

説明資料につきましては、別添入札調べの方に資料が載ってございますので、ご確認 いただきたいと思います。

今回の改修工事につきましては、ハタハタ館建設当時から使用している浄化槽の更新 及び冷暖房設備の更新を実施するものです。

入札等の経緯についてご説明いたします。

本案件は8月16日に電子入札による指名競争入札を実施、指名業者は能代山本郡内の A級業者6業者でございましたが、応札は1業者のみであったため不調となりました。 本工事はハタハタ館を営業しながら準備を進め、休館日や閑散期である3月に2週間程度の休業期間を設け、その期間内で工事を完了させる必要があります。また、浄化槽につきましては、劣化による雨水や土砂等が流入し、処理しきれないものは現在汲み取りにて対応している状況であるため、早期に着工する必要がありますので応札された業者と契約したいと考えております。

なお、辞退された5社の理由ですが、作業員や技術者の確保困難、それと他案件への 対応等が主な理由でございました。

説明は以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。 5番須藤正人君。
- ○5番(須藤正人君) 指名審査会の会長である副町長にお伺いをしたいと思います。

6業者を指名して応札したのは1業者という今ご報告でありました。早急に工事を行わなければならない。2週間の営業を休止するというような話も伺いましたが、急ぐ工事であったらですね、もう少し早く、そして6業者のうちの5社が辞退したと。これで入札が成立するのかどうか。しかも7,000万円の工事であります。もし5社が辞退するようなことであれば、もう一度ですね入札をやり直しすると。他の地域からでも業者を参加させると、というようなこともですね考えていく必要があると思うんですよ。1社だけが応札してそれで成立をしてしまうとですね、これは入札ではないでしょう。7,000万円の工事ですよ。この辺のところをですね、どういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。
- ○副町長(日沼一之君) ただいまの須藤議員のご質問にお答えします。

今のご意見はごもっともなご意見です。ただ、今回、本来は須藤議員おっしゃったようにね、やり直すと、これがまず原則であります。ただ、今、全協でも再三お話、説明させていただきましたが、浄化槽等の老朽が激しく、日々運営にも困っている状態と、こういう状況でございますので、できるだけ工事を急ぐ必要がありました。そのためにまあ一括発注というのもございましたので、その辺の環境等も考えまして、ハタハタ館が休業も最小限と、影響ない時期も合わせて工事する必要があって、今回の苦渋の選択になりました。ご理解をいただきたいと思います。

○議長(門脇直樹君) 5番須藤正人君。

- ○5番(須藤正人君) だからですね、このハタハタ館のこの今の工事のする場所のね老 朽化は、もう相当前からあがっていたわけですよ。町長も十分、ハタハタ館の社長である、まあここの町長ですね、十分認識しておりました。早急にやらなければならなかったらですね、もう少し早くこの工事の入札があってもよかったのではないかと。今ぎり ぎりのところに来て、こういう入札をして1社だけが応札をすると。私はこういうこと はやはりあってはならないと思うんですね。今後十分肝に命じて、こういうことがないようにひとつ心がけていただきたいというふうに思います。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。日沼副町長。
- ○副町長(日沼一之君) ただいまの須藤議員のご質問にお答えします。

今のご意見はもっともですので、今後の工事の進め方について十分余裕を持ってこのようなことのないようにこれから取り組みたいと思いますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 関連して伺います。

2週間の休業とありましたけれども、その間の職員の休業補償はどのようになっているんでしょうか。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本産業振興課長。
- ○産業振興課長(山本 望君) ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

職員の休業補償につきましては、まあその間、ハタハタ館は営業はしませんが、職員は出る可能性もございます。そこあたりに関しては、ハタハタ館、ハタハタの里観光事業株式会社の方で対応する事項ですので、こちらの方では回答は控えさせていただきたいと思います。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可 決されました。

日程第11、議案第76号、令和3年度八峰町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長(日沼一之君) 議案第76号についてご説明いたします。

議案第76号、令和3年度八峰町一般会計補正予算(第3号)。

令和3年度八峰町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,195万9,000円を追加し、総額を65億 1,722万6,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正であります。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

地方債補正の追加及び変更につきましては、「第2表 地方債補正」に記載しております。

3ページをお開きください。

1、追加の公共土木施設災害復旧事業につきましては、5月16日から17日にかけての 豪雨により普通河川夏井沢川の左岸が2カ所決壊したことに伴う災害復旧工事費の充当 財源として、1,100万円を追加補正するものでございます。

2、変更のうち、過疎対策事業の通常分につきましては、林道熊沢線改良工事において現在道の拡幅が必要となったことに伴い、土地購入費の充当財源として40万円の追加補正を、農業施設災害復旧事業につきましては、5月16日から17日にかけての豪雨により塙苗吉頭首工右岸が被害を受けたことから、概算工事費を6月1日付けの専決処分により予算措置しておりましたが、当初、工事用作業道路を敷き砂利に見込んでおりましたが、県の指導によりまして敷き鉄板に変更となり、その結果、現計予算に不足が生じ、その充当財源として230万円を追加補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、9・10ページの22款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書 7ページ以降をご覧いただき

ながら歳入歳出の順にご説明いたします。

7・8ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、令和2年度分の事業費を精算した結果、過年度分として追加交付されるものでございます。1節では自立支援給付費負担金分として309万4,000円を、2節児童手当負担金分として1万9,000円、合わせて311万3,000円の追加補正でございます。2項国庫補助金2目民生費国庫補助金につきましては、介護報酬改定に伴う電算システム改修費として71万円の追加補正でございます。6目災害復旧費国庫補助金1節農林水産施設災害復旧費補助金につきましては、先ほど地方債の変更のところでもご説明いたしましたが、塙苗吉頭首工右岸の災害復旧工事において、工事施工方法を再検討したところ、工事費を増額する必要が生じましたので、それに伴い260万円を追加補正し、また、6月1日付けの専決処分で8目農林水産費国庫補助金として予算措置しておりました300万円を課目更生し、合わせて560万円の追加補正でございます。2節公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、先ほど地方債の追加のところでもご説明いたしましたが、普通河川夏井沢川の左岸が2カ所決壊したことに伴う災害復旧工事費の補助金として、1,261万8,000円の追加補正でございます。

16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金につきましては、住み慣れた生活環境の中で最後まで家族とゆっくりと過ごすことのできる介護施設等の看取り環境を整備する特別養護老人ホーム等空間整備事業補助金350万円の追加補正でございます。

19款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計からの繰入金203万3,000円の追加補正でございます。

9・10ページをお願いします。

19款繰入金1項特別会計繰入金2目合併処理浄化槽事業特別会計繰入金につきましては、合併処理浄化槽事業特別会計からの繰入金77万4,000円の追加補正でございます。3目沢目財産区特別会計繰入金につきましては、沢目財産区管理会において繰越金の半分を一般会計へ繰入することが決定されましたので、670万円を追加補正するものでございます。

20款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のための追加補正1億7,621 万1,000円でございます。

22款町債につきましては、先ほど第2表 地方債補正のところでもご説明いたしまし

たが、1項町債3目農林水産業債につきましては、林道熊沢線改良事業の土地購入費の 充当財源としまして過疎債40万円の追加補正でございます。8目災害復旧事業債1節農 林水産業施設災害復旧事業債につきましては、塙苗吉頭首工右岸の災害復旧工事費増額 に伴い、充当財源として230万円の追加補正でございます。2節公共土木施設災害復旧事 業債につきましては、普通河川夏井沢川の左岸が2カ所決壊したことに伴う災害復旧工 事費の充当財源として1,100万円の追加補正でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

11・12ページをお願いいたします。

はじめに、2款総務費1項総務管理費についてご説明いたします。

5 目財産管理費につきましては、岩館地区のカネタ床屋さんの山側に公衆用道路がご ざいます。これまで何度か舗装路面の補修を行ってきましたが、現地を確認した結果、 舗装の傷みが大きく、全体に手をかけなければいけない状況から、岩館向台地区公衆用 道路補修舗装工事として500万円の追加補正でございます。6目企画費につきましては、 町内巡回バス関連でございます。当初予算編成時は、令和3年度の試行運転期間を6月 から11月までの6カ月間を想定しておりましたが、バス事業者との協議と公共交通会議 を経た結果、試行運転は来年3月末までの10カ月間行うこととし、また、バス事業者が 運行している岩館線と大久保岱線が10月から休止とすることから、1ルート当たりにお ける1週間当たりの運行日数、1日当たりの運行回数を増便することとして対応するこ とに伴う追加補正でございます。10節需用費につきましては、巡回バスの燃料費と運行 時刻表作成に要する印刷製本費を、11節役務費につきましては、巡回バスとして使用す る車両の保険料を、12節委託料につきましては、巡回バス運転業務の委託料を、13節使 用料及び手数料につきましては、使用する車両の借り上げ料、21節補償、補填及び賠償 金につきましては、巡回バス試行運転期間は運賃無料で行いますので、購入済みの定期 券で10月以降の期間が残っている場合や、購入済みの回数券が今後使用する際に額面が 合わない場合に対処するための補償金として、合わせて1,690万8,000円を追加計上して おりますが、11節役務費において、当初、運転業務をシルバー人材センターに依頼する ことを想定したところ、運転手を確保することができないなどから126万7,000円を減額 するもので、トータルで1,564万1,000円の追加補正でございます。7目電子計算費につ きましては、システム改修関連でございます。12節委託料の住基ネットにつきましては、 これまで独立していた戸籍システムと戸籍の附票に住民コードを紐づけすることで、シ

ステム連携させるものでございます。健康管理システムにつきましては、検診実施機関から提出された結果を標準的な記録形式により受け取ることができるようにするシステム改修と、検診の情報をマイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を図るため、自治体中間サーバーに情報登録できるようにシステム改修を行うものであります。18節負担金補助及び交付金につきましても、介護保険制度の改正に伴い、必要となるシステム改修費を電算システム共同事業組合へ支払う負担金であり、合わせて578万9,000円を追加補正するものでございます。9目自治振興費12節委託料につきましては、岩館地区防災コミュニティセンター建設事業関連でございます。既存の岩館体育館を今後も活用する場合、具体的にどの程度の改修費が必要となるかを積算し、今後の事業方針を決めるため、積算業務委託料を追加計上するものでございます。

なお、14節工事請負費の現計予算、岩館体育館解体工事分に余裕がありますので、355 万2,000円を組み替えるものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、新たに集会施設補修事業を要望する自治会がございましたので、100万円の追加補正でございます。

13・14ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費につきましては、先般、法務局による事務検査が行われた際に、電算化以前の戸籍簿及び除籍簿についても法令に基づき耐火性の書庫に保管するよう指導がありましたので、その対応として耐火性の書庫を4台購入し保管することとし、また、耐火性の書庫は1台当たりの重量が約500kgあることから、設置場所等の耐荷重対策も必要となりますので、11節役務費に設置場所の耐荷重対策費として手数料80万円を、17節備品購入費に耐火性の書庫4台分購入費として167万2,000円、合わせて247万2,000円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては、6月21日付けで人事異動を行っておりますので、それに伴い、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生費との人件費の組み替え補正でございます。6目介護保険費18節負担金補助及び交付金につきましては、歳入16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金のところでもご説明いたしましたが、住み慣れた生活環境の中で最後まで家族とゆっくりと過ごすことのできる看取り環境を整備する特別養護老人ホーム等空間整備事業補助金350万円の追加補正でございます。

15・16ページを開きください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生費につきましては、先ほど3款民生費のところでもご説明いたしましたが、6月21日付けで人事異動を行っておりますので、それに伴い、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費との人件費の組み替え補正でございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費5目農地費につきましては、5月16日から17日にかけての豪雨により峰浜及び沼田土地改良区で頭首工が被災したほか、横内水利組合ではポンプが故障したことにより町単農業農村整備事業補助金が不足することに伴い、100万円を追加補正するものでございます。2項林業費3目林業整備費につきましては、林業熊沢線改良工事において現在道の拡幅が必要となったことに伴い、用地を確保するため、11節役務費に土地登記等の手数料として95万7,000円を、16節公有財産購入費に用地買収費として40万7,000円、合わせて136万4,000円の追加補正でございます。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

17・18ページをお願いいたします。

1項商工費4目森林体験交流費につきましては、バーベキューハウスの解体工事を行っていますが、建物内の残置物処理量が想定していたよりも多かったことから、11節役務費に処分手数料24万8,000円を、13節使用料及び手数料に車両借り上げ料として19万8,000円、合わせて44万6,000円の追加補正でございます。6目ポンポコ山公園管理費につきましては、10節需用費の修繕料において、当初措置した予算を全て執行しましたので、20万円の追加補正でございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

2項道路橋梁費1目道路維持費11節役務費につきましては、急傾斜地崩壊対策として設置している側溝が泥で埋まり、道路にあふれ出てくる箇所がありますので、側溝の泥上げや周辺部の草刈りを行うため、100万円を追加補正するものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、当初措置した予算は購入契約した2 t ダンプが納入されるまでの期間のリース料に充てましたので、今後の町道維持作業に伴い車両や重機等の借り上げの際に不足が生じる見込みから、30万4,000円の追加補正でございます。17節備品購入費につきましては、これまで使用していたオートレベルが故障し、老朽して修理できないために新たに購入する費用24万円の追加補正でございます。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

1項消防費3目災害対策費18節負担金補助及び交付金につきましては、今年度から、 地主不在等によって管理が行き届かない宅地等において、景観、衛生上の問題のほか、 危険を未然に防止するため空き地等の草刈りを行う自治会へ補助金を交付しております けれども、今後不足が見込まれることから20万8,000円の追加補正でございます。

19・20ページをお願いいたします。

10款教育費につきましては、後ほど教育長から説明させていただきます。

次に、11款災害復旧費についてご説明いたします。

1項農林水産業施設災害復旧費につきましては、先ほど地方債の変更と歳入国庫支出金のところでもご説明いたしましたが、塙苗吉頭首工右岸の災害復旧工事において、工事施工方法を再検討したところ工事費を増額する必要が生じましたので、520万円の追加補正でございます。 2項公共土木施設災害復旧費につきましても、先ほど地方債の追加と歳入国庫支出金のところでご説明させていただきましたが、普通河川夏井沢川の左岸が 2カ所決壊したことに伴う災害復旧工事費として2,364万9,000円の追加補正でございます。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

21・22ページをお開きください。

2項諸費1目国庫支出金返納金につきましては、令和2年度分の事業精算に係る過年度分の返還金でございます。未熟児療育医療費国庫負担金、介護低所得者保険料軽減負担金、障害児入所給付費負担金、児童手当国庫負担金、合わせまして63万2,000円の追加補正でございます。3項基金費1目財政調整基金費につきましては、令和2年度一般会計決算により2億9,853万2,000円の余剰金を生じておりますが、地方財政法第7条第1項の規定により、当該剰余金の2分の1以上の額を基金に積み立てることとされておりますので、1億5,000万円を財政調整基金に積み立てるための追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、10款教育費につきましては川尻教育長からご説明願います。

- ○議長(門脇直樹君) 川尻教育長。
- ○教育長(川尻茂樹君) それでは、私の方から教育費についてご説明いたします。
  - 10款教育費、戻っていただいて19・20ページをお開きください。

5項社会教育費1目社会教育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度の成人式を1月9日に延期しておりますが、当日の朝にコロナ抗原検査

キットにより陰性を確認した上で安心・安全に式典に参加できるよう、検査キットの購入費として消耗品費33万円の追加補正でございます。2目公民館費につきましては、現在、峰栄館及びファガスの図書室では図書の返却があった際に除菌スプレーでの拭き取りを行っておりますが、紫外線照射機能を持つ図書除菌機を導入することによって表紙だけでなくページの中まで除菌可能となることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として図書滅菌機2台の購入費として215万6,000円の追加補正でございます。5目八森文化交流施設管理費につきましては、ファガス2階図書室の雨漏りと、トイレの手洗い用水栓冷却塔のウィジベルト交換修繕が必要となりましたので、71万3,000円の追加補正でございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長(門脇直樹君) 休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時58分休憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番山本優人君。

- ○2番(山本優人君) 最初に沢目財産区の繰入、先ほど一般会計の中に入れるということでしたが、この沢目財産区からの半額だっけ、の金額を入れるためのその理由っていうものが必要だと思うんですが、こういうふうに使ってくださいとかっていう条件が何か提示されたもんですか。
- ○議長(門脇直樹君) ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課 長。
- ○総務課長(和平勇人君) ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

特別会計から一般会計への繰入につきましては、財産区管理会におきまして、会計内に各工事への交付金の残余である繰越金が積み上がったものが多額になり、まず会計内で使途の見込みがないことから、まあ2分の1と、程度ということで額を決定いただきまして、このたび繰入することにしたものでございます。特定の使途等については特段協議はされておりませんけれども、いわゆるその一般会計で財産区の事務を行っておることに対する事務費に相当するものということで認識を得たものと思っております。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

- ○2番(山本優人君) この財産区の財産使途っていうのは、福利厚生とかそういう教育的な部分、あとは、まあ大体そういうふうなものに使うという前提で残してるはずなのでですよね。ところがそれが余ったからといって、まあ一般会計、まあこれは一般会計に入るのは非常に町としては財産的に入ってくるからいいわけですけども、本来的に残した意味、ずれてしまってるんじゃないかなと思う。だからその財産区そのものの性格性っていうか、まあそれが意味がなくなってきてるのではないかなと。結局、財産区に、いくら売った収入を財産区に残していっても、もう既に使う必要性のない金まで入っていってると。そうではなくて、やっぱりもしやったにしてもですよ、例えば学校の通学のバス代、ああいうふうなものを例えば旧八森と峰浜地区の児童数に分けてですね、その分から町に何だ、バス代の、子どもらのバス代の運賃のために使ってくださいとかっていうね、そういうふうな使い方の条件つきで町に繰入してやるというふうな、そういうふうな趣旨がないと私はおかしいと思うんですよ。でないと、財産区というふうなものの意味がないというふうに私は感じるんですが、いかがですか。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 今回の寄附の部分については、山本議員の一般質問の中で長い 時間かけていろんな意見交換しました。で、基本的に沢目財産区、自分たちの財産の部 分の管理しているその中から利益が生まれる環境が出てきた。して、山本議員の部分に ついては、のご意見は、1,000万円を超える繰越が出てる。この部分についてはもっと有 効に活用すべきでないかみたいなそういう話もありましたので、私の方で沢目財産区の 管理会の方にお諮らいしたら、まずルール的には入ってきた95%は沢目財産区の構成の 郷中の入って、5%が手数料的な意味合いで町の方に入るというふうなそういう仕組み です。その5%分が積もり積もって1,000万円以上もなったっていう部分が今申し上げた 背景にありますので、そこの部分については町の方が本来であれば沢目財産区で事務局 を雇って自分たちで管理すればいいんだろうけども、峰浜村時代からそういうふうな形 のルールの中で、95%は各構成郷中のそれぞれの財産、持ち主の方に行って、5%は町 の方に事務局費的な形で入ってきてる。そういう部分で、今回半分ほどだったら入れて もいいんでないかっていうふうなことで合意を得たもんですから、そこの部分について は今議員がおっしゃったように特別な目的でこうだかっていう部分でなくて、いわゆる 町の福祉の増進に使ってくださいと、広く全般的に使えるお金だというような形で理解 してます。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。
- ○2番(山本優人君) 3回しかチャンスがないのでこれで終わりますけども、そうすると財産区に直接行った95%の分については、これからも手つかずというふうな形になるわけですね。で、それは将来的にもずっとそのままいくという考え方でいいんですかね。私はその辺はやはり財産区のトップとしてですね、その辺はアドバイスなり、そっちの方に、町のために使える、使って、使わせてくださいというふうな姿勢でいかないとおかしいんじゃないかと思いますが、どうですか。
- ○議長(門脇直樹君) 答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 山本議員の主張は95%の部分だと思うんですが、ここの部分は特別地方公共団体の過去のもう明治の時代の合併の部分からのいきさつで、ここの部分に関しては何度もこうお話してますけど、これはそこの沢目財産区を構成するそれぞれ財産持ってる人方の収入ですから、そこの部分については町の方にそこの本体の95%の部分を町の福祉の増進に使うとかっていうふうな形では、これはできないと思います。それぞれの郷中でそれぞれの郷中の住民の福祉の向上のためにそれを原資にして運動会やったりいろんなことをやってますから、そういう形で郷中のこう私利的な目的でやってるわけでなくて、そこの住民のための福祉の増進にやってますので、結果的には八峰町の福祉の増進に繋がるんですけど、ただ、5%の部分については額も1,000万円も超える額なってるので、それを町の方に何か使わせていただけないかっていう話の部分で合意を得たので今回670万円という予算。95%の本体は、これは町の方で入っていけない部分です。
- ○2番(山本優人君) お願いしたらどうですかという話をしているんですよ。
- ○町長(森田新一郎君) これお願いしても聞いてくれません、これは。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 私も沢目財産区のことで伺います。

5%の事務費ですので、これは5%は必ず町の方に5%事務費が下りるということは決まってますので、これをわざわざ沢目財産区の方にこの5%を使わせてくださいっていうふうな話になったとすればそれはちょっとおかしいと思います。これはもう積み立て、今までの積み立てが何年間分か分かりませんけれども、ほんの1年間だとそんなわずかなお金だと思います。これが1,500万円たまったのでその半分をっていうことですけ

れども、その半分を一般会計に繰り入れるということで、これはやはり沢目財産区で一番大きいのはゴルフ場の使用料とか、私はやっぱり気にするのは風力の借地だと思うんです。その風力の部分もかなり東北電力からのとか下りてますので、その金はやはり風力に関する調査とか、それから健康被害を訴えてる人もいますので、そういうものに何か町として使うべきではないかと、このように思います。

それとですね、基金のことでちょっと伺いますけれども、まあ余剰金ができたのでこの2分の1は基金へということの決まりになってるようですけれども、この余剰金が今回は特別多かったのか、例年と比べてどうなのか。で、その余剰金、なぜ余剰金が生まれたのか。それから、基金は現在どのくらいになってるのか。その辺を教えてもらいたいと思います。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 剰余金に絡む基金の部分については、企画財政課長。これは財 調の部分ですので、ここの部分については、まあ高杉課長の方から答えてもらいますが、 最初の沢目財産区の部分です。

これは、沢目財産区の部分のその5%の部分の手数料の部分の使い道ですけど、これ、 まあこれまでの部分、峰浜村時代ですね、まあ今もそうなんですが、例えば財産区管理 会会議あります。お茶代とかかかります。これは一切町の方で予算化してませんので、 その事務費、繰越金の中からそういう会議を運営するためのも出してます。まあそれが 基本的には大きいのは、山の木を売った金が入ります。今、まあ沢目財産区の中の水沢 郷中の部分は昔から自分たちのお金で育ててきた山があります。これが今、ウッドショッ クもありまして高値で売れてますから、最近ここの部分の収入が大きいです。それとあ と、風力の立地に伴って、その立地させる部分についてのいろんなこう風力の会社の方 と自治会、まあ郷中の方との話し合いの中で生まれているお金もあります。それと今見 上議員がおっしゃったように、田中であればゴルフ場のお金もあります。これはこれで それぞれのいわゆる財産の持ち主である方々の権利ですので、その95%の部分はその郷 中の皆さんの所有権そちらですから、5%の部分をどう使うかの部分については、これ まではお茶代とかそういう話しかないんですが、もともとそのお金出なかった、なかっ たんですよ。だから問題にならなかったんですが、収入が入ってくるもんですから5% も多くなって膨れ上がってきたと。だからそこの部分に、水沢郷中の部分の管理会の取 り決めでは全額をこっちの方さやるんじゃなくて、とりあえず半分与えるというふうな

形でこうやられたんで、毎年お金もらえるわけでもないので、ここの部分については、 まあ私の方では何度もお話すれば事務費的な形のお金だというふうな形でお話してます けど、そこの部分をその繰越金を使って風力の関係の調査するとかそういうふうな性格 のお金ではないという形で思っています。

- ○議長(門脇直樹君) 日沼副町長。
- ○副町長(日沼一之君) 見上議員の基金に関するご質問にお答えします。

まず基金は、財調を取り崩して基金を使用した精算後の金額でございます。で、昨年は1億3,200万円積み上げています。して余剰金が2億6,359万円です。で、今年は昨年より1,800万円ほど多くなっております。全体の基金額については、今、残高については企画財政課長の方に今調べてもらっていますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) 高杉企画財政課長。
- ○企画財政課長(高杉泰治君) ただいまの見上さんのご質問にお答えします。

大変申し訳ないんですけれども、私、今ちょっとその詳細の資料持ち合わせてございませんので、回答の方は後ほどにさせていただきたいと思いますけれども、いずれにしましても議員の皆様の方にも決算書の紙出しされていたものがあるかと思います。そちらの方の財産に関する調書の中の最後の方のページに基金の残高の一覧の方も載っておりますので、そちらの方ご参照いただければというふうに思います。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。
- ○3番(奈良聡子さん) 14ページの民生費18節特別養護老人ホーム等空間整備事業ですね。これ看取り環境を整備するための事業の補正だとおっしゃったと思うんですけども、これ具体的にどこをどのように整備するんでしょうか。
- ○議長(門脇直樹君) ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。
- ○副町長(日沼一之君) ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

これは、水沢にあるグループホーム水沢の里という9人1ユニットの施設でございます。ここに先ほどご説明いたしましたように看取り環境の整備ということで、家族も一緒にその終末期を迎えた方に付き添って泊まれると、こういう施設です。1階、全体では建物は木造一部2階建て、大体77坪ぐらいの建物ですけども、今回はその1階に26㎡、約8坪弱の建物を増築しまして、静養室とか炊事場、ユニットバス、脱衣場つきの、こういう施設を整備するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。
- ○3番(奈良聡子さん) 20ページの教育費の成人式についてですけど、これオンライン 開催するということを考えていないでしょうか。
- ○議長(門脇直樹君) ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。
- ○教育長(川尻茂樹君) 奈良議員の質問に答えたいと思います。

6月の18日に成人式の実行委員会を開きまして、新成人の方と話し合いました。いろいろこう事情をお話しましたところ、まあ町としてはお祝いしてあげたい。でも成人の人方としては、やはり集まりたいというのが一番だということで、前年度のものも1年こう繰り越しましたけども、やっぱり集まれないということで中止になりました。この方々もやはりそういうふうな気持ちですので、私としてはオンラインとしてもいいのかなと思ってたんですが、是非集まりたいというふうな話で、まず1月に延期しました。で、集まる際には、まあ県外からも来ることなりますので、その時のワクチン状況もありますけども、まあリモートというのは難しいかなと。それよりやっぱり集まれる環境をつくるために、今回提案した抗原キットを購入して実施したいと考えております。

- ○議長(門脇直樹君) 3番奈良聡子さん。
- ○3番(奈良聡子さん) もし集まれないような状況がまた来てしまったら、その時はどのようにされるんでしょうか。その時は中止ですか。もし中止でなく、その時はオンラインで開催するとか代替案というのを考えてないですか。
- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。川尻教育長。
- ○教育長(川尻茂樹君) 本当、私としてはやりたいというふうな気持ちは強いです。それでオンラインででもと考えてますが、時期を見てまた実行委員会を開いて、そこについては検討したいと思います。

ただ、前年度のというか昨年度のその成人式の方々の気持ちを聞くと、1年こう延期することによって就職の時期に、大学生であれば就職の時期にぶつかるとか、なかなかこう1年経つと気持ちが離れてしまうとか、そういったこともありましたので、成人の方々の気持ちを考えながらオンラインなりやるか、あるいはもしかしたら中止になるかもしれませんけども、話し合いたいと思ってます。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。9番笠原吉範君。
- ○9番(笠原吉範君) 沢目財産区のことについて、ちょっと山本議員と見上議員がちょっとこう勘違いされてるのがあるのでないかなということで、私からちょっとお話したい

と思います。

今、沢目財産区の一番の収入は、先ほど町長言ったように木材が値上がりしていて木が高く売れることなんです。で、その木というのは沢目地区の我々の先祖が植えた木が今たまたまお金になっているので、その大きなお金があるということをちょっと、何ていいますかね、それを町にとかっていう話ありますけど、例えば沢目財産区、水沢郷中ではコミセンを建てる時にも確か500万円だったかな。

## (「1,000万」と呼ぶ者あり)

- ○9番(笠原吉範君) 1,000万でしたっけ、町に寄附をしています。そして去年、6町内会に総額500万円の助成金を各町内会に助成しております。して、今年の春には各町内会の農事班にも助成をしております。で、また2年に一回、大運動会やユニカール大会、そういうことにも使っております。先祖が植えてくれた木を地区の住民の福祉に使っているところであります。決して風力が大きいとかゴルフ場がっていうよりも、一番の収入源は木材で、我々の先祖が植えたものだということをつけ加えさせていただきます。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。
- ○11番(皆川鉄也君) 財産区のことでお伺いをいたします。

まず5%、これもうまあ従来から決まってる事務費でございますから何も異論があるわけでございませんが、ただ、先ほどから半額の今回の補正額になったわけでしょうけれども、いきさつをですね、管理会のいきさつなんかも、ただするっともういいですよというぐあいになったのかですね。長年の積み重ねで1,400万円何がしの繰越金が出てたと思うんで、管理委員会の委員の皆さんもそれぞれみんなこう交代交代で来てると思うんで、長い歴史の間では古い部分分かってない委員さんもおるんじゃないかなという気がしたんですが、そこの委員会のいきさつをですね、もし教えていただけるんであったら教えていただければなと。

- ○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 最初は山本議員との長い時間かけた沢目財産区の一般質問のやりとりの部分で感じた部分なんですが、そこの部分で長い年月かけて1,000万円を超える繰越金があるという部分で、そこで私の方から、まあ議会でこういうやりとりがあってということを申しながら、ここの部分の取り扱いについての各委員の意見を伺いました。その中でいろんな意見あったんですけど、まあ現実的にまあそれが問題になっているようであれば、町の方に、まあ町の福祉の増進に使ってもらう、いわゆる目的もなく、ま

あ一般会計の方に繰り入れしてもいいのかなというふうなそういう意見でまとまったもんですから、今回の9月補正に計上できたことであります。この補正予算に計上するに当たっても、直前に管理会を開いて同意を得なければ出せませんので、そこの部分についても管理会の同意を得て、このくらいの金額でいいですかっていうふうな、その時には毎年半額寄附とかそういう話では駄目ですよと。とりあえず今回はこういう670万円というふうな形で寄附しますけど、この次の部分はまた改めて相談というようなそういう流れになってます。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。
- ○11番(皆川鉄也君) 重ねて質問してますが、この後もですねこの5%というのは、きっと私、糸を引いていくと思うんですよ。私から言わせると、この5%というのは町で自由に使えるお金じゃないんでしょうかなというぐあいに思ってます。管理会に諮って承諾取るとかという性質のものではないんじゃないかなというぐあいに思っています。95%はそれぞれの関係の地域の方に支払いしてるわけですから、この5%は町の事務方の職員が一生懸命事務を執ったり何かしてるそういったことに充ててもいいんじゃないかなという、私も役場の職員時代からそういうぐあいに思ってました。ところがなかなかやっぱり長い年月がそういう歴史を生んできてるわけですから、私の一存でどうこうするというわけにもいかないんであれしてきましたけども、今回こういうぐあいになったとすれば、私はこの後、残りはこのままにしておいてもいいんですけども、5%は役場の職員の例えば時間外なるかもしれませんし、いろいろあると思うんで、そういうものに使った方がいい、すっきりしていいんじゃないかなという気、前々から思ってるんですが、町長いかがでしょうかね。
- ○議長(門脇直樹君) 答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) この沢目財産区の議論を始めた時から、私はこの5%の性格っていうのは、本来沢目財産区で事務職員を立ててそこで管理すればいいのを、それができるほどの収入なかった時代もありましたので、そういう事務職員雇わずにそのかわり事務的なことを役場でやってくれと、その見返りだという形で理解して、私はその沢目財産区の担当する職員の人件費に充ててもいいかなって形の思いもありました。で、そういうお話をしてました。だけれども、まず今までの長い歴史があるわけですので、それをいきなりボンという形にいきませんので、まあ段階的にはそういう流れもまた相談いたしますけども、今その5%の部分がこれが実態だとしても、いわゆる沢目財産区の

事務をやる人の人件費に相当する分だというふうな形で強くやったとしても、これはやっぱりその後々にまた問題が起こりますので、そういう認識は持ってますけど、そこの部分については長い歴史の部分も踏まえながら、沢目財産区の委員の皆さんと議論しなければいけないというふうな形で思います。決してここで止めてるわけではありませんので、この先も沢目財産区の委員の皆さんと意見交換、まあ今、皆川議員がおっしゃったような部分も念頭に置きながら議論していきたいと思います。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。
- ○8番(菊地 薫君) 私から巡回バスの件で伺いたいと思います。

今回全協でいろいろ説明を受けまして、ルート、あるいは時間等々、大変詳細にわたってきめ細やかに作られておりました。ご苦労様と、こう申し上げたいと思います。

そういう中でひとつ思ったのが、私、岩館線しかですね、まあ具体的なことは知るよしないわけですが、岩館から道の駅までのルート、まあ午前中2回、午後から1回入ってますけども、これ逆にその岩館方向行きの部分に対する審議なり、まあ検討とか話題に出なかったのかどうかなと。その点ひとつ確認しておきたいと思います。何だかんだ決まったことに異論申し上げるわけではなくて、そういう経緯ですね、経過ですね、何かなかったのかなと。要するに午前中が道の駅行き、午後から岩館行きという、まあ感じじゃないですけども、そういう分かれになってますんで、その辺を少し確認したいと思います。

それからもう一点ですが、今日ですね新聞報道で岩館の防災センターの記事がありました。そういう中で、あれっと思ったのが、その改修、まあ耐震化改修すればですね、体育館と防災センターの位置関係。何か前と違うんじゃないのかなという思いで見たんですが、その辺確認。今までの集会所跡に防災センターという形に何かなっていたように思うんですが、違いますか。その辺の確認をひとつお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財 政課長。
- ○企画財政課長(高杉泰治君) 菊地議員のご質問にお答えします。

まず私の方からは、最初に巡回バスの件についてお答えいたします。

それこそ巡回バスのルートを検討する際に当たりまして、いろいろなやっぱり時間帯を検討しました。そこで、それこそ全協の時とか、あといろいろこう説明もしたんですけれども、まず能代厚生医療センターに8時半前に到着するということのルートの構築

をまず第一に考えました。で、今現在なんですけれども岩館線等そのまま残っている状態で、町の巡回バスの方も午前午後とも2便ずつというような形でありますけれども、私方の方でもバス乗車券類補助金等使っている方々から実際の使い方等もアンケートも実施しております。その中で一番いい使い方を考えた場合なんですけれども、10月1日以降は午前3便、午後から道の駅行きですね、あ、岩館から見た時の、その時に午前3便で、帰りの時も3便というような形でいけば、まずそのアンケートの方に答えてくれた方々の要望にもかなり沿うことができるのではないかというふうに考えてやっております。

また、中には個別にどうしても時間帯合わない方ということの相談も受けております。 そういった方に関しましては、個別に対応するということで回答の方しております。

- ○議長(門脇直樹君) 和平総務課長。
- ○総務課長(和平勇人君) 続きまして、菊地議員からの岩館防災コミセンに関するご質問にお答えしたいと思います。

建設の場所に関してということだと思いますが、これまでご説明しましたところと町の考え方は変わっておりませんで、用地としましては今の生活改善センターのあるあの一帯を防災コミセンの建設用地として考えておりまして、具体的には旧岩館こども園の跡地、あの場所を中心に防災コミセンの建設場所ということで考えております。岩館体育館、まあ改修して残ることも可能性としてありますので、その場合は当然隣接する形で建設されることになるものというふうに考えております。

- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。
- ○8番(菊地 薫君) 私ちょっと今、正確に確認できてませんのであれですが、今のセンター、改善センターの部分はあれは更地になるんではない。
- ○議長(門脇直樹君) 和平総務課長。
- ○総務課長(和平勇人君) すいません、説明が不足で申し訳ございません。現在の生活改善センターは防災コミュニティセンター建設後には解体をいたしますので、あの今の建ってるところは更地になる予定でございます。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可 決されました。

日程第12、議案第77号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第77号についてご説明いたします。

議案第77号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ679万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ13億7,233万8,000円とする。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

議案書の6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。

歳入の内訳は、3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金2節過年度分に317万9,000円を、5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金2節過年度分102万7,000円を、8款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金に258万9,000円をそれぞれ追加するものであります。これは前年度、令和2年度ですけども、事業の確定による精算であります。

次に、議案書の8ページ・9ページをご覧ください。

歳出でございます。

歳出につきましては、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金22節償還金 利子及び割引料476万2,000円を国庫支出金等過年度分返還金を追加するものでございま す。地域支援生活事業の介護予防包括支援事業等、各種事業確定による精算であります。

6款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金27節繰出金203万3,000円につきましては、 先ほど議案第76号一般会計補正予算でも説明がありました一般会計繰出金であります。 こちらにつきましても、事業確定による精算でございます。

以上のとおり、全て過年度分、令和2年度の事業確定によるものでございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可 決されました。

日程第13、議案第78号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)を 議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第78号についてご説明いたします。

議案第78号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ45万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出 それぞれ2,587万3,000円とする。

令和3年9月6日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 森 田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき、歳入歳出の

順にご説明いたします。

はじめに歳入をご説明いたします。

6・7ページをご覧ください。

2 款繰越金につきましては、令和2年度からの繰越金が1,340万358円と確定いたしましたので、予算未計上分40万円の追加補正でございます。 3 項諸収入1 目雑入につきましては、白神森林組合と契約している分収造林事業推進資金について歳入の実績見込みが確定いたしましたので、当初予算との差額5万6,000円の追加補正でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

8・9ページをご覧ください。

1款財産区管理会費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、一般会計補正予算でご説明いたしましたとおり、財産区管理会において決定した令和2年度歳入歳出決算による余剰金の2分の1の額を一般会計へ繰り出すための繰出金670万円の追加補正でございます。2目財産管理費につきましては、歳入にありました白神森林組合と契約している分収造林事業推進資金について歳入の実績見込みが確定しましたので、各郷中への交付金として18節負担金補助及び交付金に2万9,000円の追加補正でございます。

2 款予備費につきましては、歳入歳出の総額の調整のため627万3,000円を減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。
  - (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可 決されました。

日程第14、議案第79号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第

1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第79号についてご説明いたします。

議案第79号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度八峰町の合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定める ところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ420万円とする。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページをお願いいたします。

- 2、歳入であります。
- 3 款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金として77万4,000円を追加するものです。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

1款事業費1項総務費1目一般管理費、繰出金として一般会計へ77万4,000円を繰り出すものです。これは前年度繰越金の2分の1を一般会計へ繰り出しするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可

決されました。

日程第15、議案第80号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題 とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第80号についてご説明いたします。

議案第80号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条、令和3年度八峰町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。 業務の予定量の補正。

予算第2条に定めた業務の予定量に次の項目を加える。

(4)主要な建設改良事業。

ハ 八森処理区マンホールポンプ設備更新工事、事業費3,600万円。これは既存のマンホールポンプ5台分を更新するものであります。うち2台が16年経過したマンホールポンプ、それから3台が21年経過したもの、すいません、2台ですね。16年経過したものが2台、21年経過したものが2台、22年経過したものが1台であります。

資本的収入及び支出の補正。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入であります。第1款特定環境保全公共下水道事業、第2項企業債3,600万円の追加です。

中段より下の支出です。第1款特定環境保全公共下水道事業、第2項建設改良費、同じく3,600万円の追加であります。

次のページをお願いいたします。

企業債であります。

第4条、予算第9条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、下水道事業。補正後は、限度額を4,620万円に増額するものであります。 令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可 決されました。

日程第16、発議第10号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長(佐々木高君)

発議第10号

令和3年9月6日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、令和2年度八峰町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会 計決算について集中的に審査するためです。

別紙の決算特別委員会の設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠は「地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第4条の規定による。」 ものです。

目的は「次の議案について審査することを目的とする。」ということで、議案第81号、 令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第82号、令和2年度八峰町 国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第87号、令和2年度 八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計6議案の認定について、 議案第88号、令和2年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について及び議案第89号、令 和2年度八峰町下水道事業会計決算認定についての公営企業会計2議案の認定について となります。

設置の期間は、本日から9月17日までの12日間。

委員の定数は、11名です。

令和2年度決算審査に関する各特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきまして、令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局の所管に属する事項及び他の分科会の所管に属さない事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項です。教育産業建設分科会におきましては、令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課、教育委員会の所管に属する事項及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計の決算に関する事項です。

以上です。

○議長(門脇直樹君) ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置される ことに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八 峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正 人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦 崎達美君、11番皆川鉄也君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午後 1時52分 休 憩

......

## 午後 1時52分 再 開

○議長(門脇直樹君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第17、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

委員長には1番水木壽保君、副委員長には9番笠原吉範君が互選されました。

日程第18、議案第81号、令和2年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第82号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第83号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第84号、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第85号、令和2年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第86号、令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第87号、令和2年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第88号、令和2年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第26、議案第89号、令和2年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議 ありませんか。

## (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第27、議案第90号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。 当局の説明を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 議案第90号についてご説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員の選任について。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例 第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記

住所は、八峰町峰浜沼田字家ノ下101番地1。

氏名は、小林信夫さん、昭和26年3月4日生まれの方です。

令和3年9月6日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、八峰町沢目財産区管理委員の小林信夫氏が、令和3年9月21日で任期を迎えることから、引き続き八峰町沢目財産区管理委員として選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小林信夫さんは、現在も沢目財産区の管理委員でございます。今回3回目というふうな形になりますが、これまでも各自治会の、構成自治会の郷中の総代が管理委員になっておりますので、この方引き続きってことでよろしくお願いを申し上げます。

- ○議長(門脇直樹君) これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番見上政子さん。
- ○7番(見上政子さん) 男性だけの委員会っていうのは、この財産区も、沢目財産分も そうだと思います。町長の考え方として、女性をその委員会に迎える、今後迎える、こ の方が悪いということではないんですけれども、これからもこの男性だけのその委員会 の中に女性を入れていくというこの考え方はないものでしょうか。このことについて伺 います。
- ○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- ○町長(森田新一郎君) 沢目財産区の管理会の委員の役割については、先ほどからの意見交換の場でもあったんですが、それぞれの地域の財産をどういうふうな形でやっていくかというふうな非常に大きな問題であります。したがって、そこの構成自治会、まあ構成郷中なんですが、その地域の総代が委員を務めてそういう形のそういう流れで長い間やってきております。したがって、私がその管理委員をどうこうするっていうその前に、各郷中の方で女性の方の総代が出てくれば、その方が委員がそのとおりになると思いますが、今現在の中では残念ながら女性の総代がなっていないというのが現状でありますから、まあ今の形では、まあ男女共同参画とかいろんな考え方ありますので、そういう中で自治会長さん、あるいは町内会長さんが女性になってくれるそういう時代が来ればいいなと思うんですが、なかなかそこまではいかないと、まだいかない状況だと思ってます。
- ○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易 表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに 決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり同意することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月15日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 2時00分 散 会

## 署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門脇直樹

同 署名議員 4番 腰 山 良 悦

同 署名議員 5番 須 藤 正 人

同 署名議員 6番 芹 田 正 嗣